

## 違法設置エレベーター対策におけるエレベーター緊急点検の実施について

平成 24 年 6 月 20 日

住宅局建築指導課

平成 24 年 4 月 27 日(金)に埼玉県上尾市の工場に設置されたテーブルリフトを利用したエレベーターにおいて、従業員が 2 階からエレベーターのかごへ転落し、死亡するという事故が起きました(別添概要参照)。

当該エレベーターについては、これまでの上尾市の調査で、建築確認申請された記録がなく、設計者・施工者が不明であり、また、エレベーターのかごが到着していない状態で扉が開くなど建築基準法に適合しない部分があったことが確認されております。

同様の事故防止の観点から、当該エレベーターの一部であるテーブルリフト※を製造・納入した日本機器鋼業(株)の製品のうち、適法に利用されていることが確認できない物件について、違法設置エレベーターに利用されていないかどうかの緊急点検を行うよう、本日(6月20日)付けで、別紙のとおり、特定行政庁に対して通知いたしましたのでお知らせします。

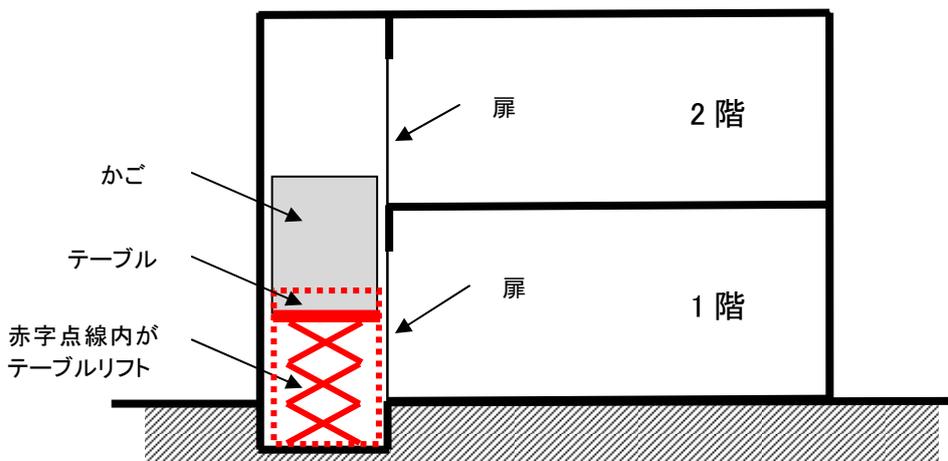
国土交通省としては、今後とも、違法設置エレベーターに関する情報収集・提供、及び特定行政庁を通じた違反の確認及び早期是正に努めて参ります。

違法設置エレベーターに関する情報提供についてはこちら(国土交通省ホームページの住宅・建築のページからアクセス)

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000002.html)

※テーブルリフト：油圧や電動でパンタグラフ式のアームを伸縮させ、テーブル(台)を上下させるもの

<テーブルリフトを利用したエレベーターのイメージ図>



(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課

企画専門官 小野田 吉純 (内線39564)

係長 大槻 吏 (内線39568)

TEL 03-5253-8111(代表)、03-5253-8933(夜間直通)、FAX 03-5253-1630